

中部学院大学及び中部学院大学短期大学部機関リポジトリ運用要項

(目的)

第1条 この運用要項は、中部学院大学（中部学院大学大学院を含む）及び中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）において運用する機関リポジトリに関する事項を定めるものとする。

2 機関リポジトリは、本学及び本学教職員等が作成した研究成果物を情報通信ネットワークを通して学内外に無償発信、提供することにより、本学の学術研究の発展及び社会貢献を果たすことを目的とする。

(管理・運用)

第2条 機関リポジトリの運用は、中部学院大学総合研究センターが行う。

2 機関リポジトリの管理は、中部学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が行う。

(研究成果物)

第3条 機関リポジトリに登録する研究成果物は次の通りとする。

(1) 中部学院大学博士論文

(2) 中部学院大学研究紀要

(3) その他、総合研究センター所長が大学及び短期大学部の学長と協議の上、認めた研究成果物

2 前項第3号に定める研究成果物は次の通りとする。

(1) 学術的価値を有するもの

(2) 原則として学内外の機関により公表されたもの

(3) 第4条に定める登録者が作成したもの。ただし、共同研究として登録者が関与したものを含む。

(4) 法令上及び社会通念上又は著作権上の問題が生じないもの

(5) その他公開することについて問題が生じないもの

3 研究成果物が共同研究による場合は、登録者は共同研究者のすべてに機関リポジトリ登録に関する同意を事前に得ていなければならない。

(登録者)

第4条 機関リポジトリに研究成果物等を登録ができる者（以下「登録者」という。）は次の通りとする。

(1) 本学教職員

(2) 本学大学院研究科に在籍する大学院生

2 前項の他、総合研究センター所長が大学及び短期大学部の学長と協議の上、次の者を登録者とすることができる。

(1) 本学非常勤教員

(2) かつて本学教職員として勤務していた者

(3) かつて本学大学院研究科に在籍していた者

(4) その他、総合研究センター所長が大学及び短期大学部の学長と協議の上、特に認めた者

(機関リポジトリの管理)

第5条 第1条の目的を達成するため、附属図書館は次の方法により、機関リポジトリに登録された研究成果物を管理する。

(1) 提供された研究成果物を複製し、電子的な形式で蓄積し、書誌情報を付与して機関リポジトリに格納する

(2) 情報通信ネットワークを通じて、複製物を一般に無償で公開する

(3) 利用の維持のために複製・媒体変換を行い保存する

(許諾・著作権)

第6条 博士論文及び研究紀要の作成者は、中部学院大学学位規則第19条及び中部学院大学研究紀要投稿要項第9条に基づき機関リポジトリへの公開を承諾したものとみなす。

2 前項以外の研究成果物を機関リポジトリへ登録する場合は、作成者は総合研究センター所長に所定の公開許諾書を添付の上、登録を申し出ることとする。

3 研究成果物の著作権等は機関リポジトリへの登録後も作成者が所有する。

(研究成果物の削除)

第7条 附属図書館は次のいずれかに該当する場合は、機関リポジトリに登録された研究成果物を削除することができる。

(1) 登録者から削除の申請があった場合

(2) 総合研究センター所長が大学及び短期大学部の学長と協議の上、登録及び公開する上で不適切と判断した場合

(免責事項)

第8条 機関リポジトリへ登録された研究成果物は、作成者が責任を負うものとし、本学はリポジトリに登録された研究成果物を利用することによって発生したいかなる損害について一切の責任を負わないものとする。

(要項の改廃)

第9条 本要項の改廃は、大学評議会で行う。

附 則 [2014年7月8日 大学評議会]

この運用要項は2014年7月8日より施行する。